

# 保育認定申請書 兼 保育所等利用希望申請書(表面)

品川区長 あて

私は、子ども・子育て支援法第20条第1項の規定による保育認定および保育所等利用希望をするにあたり、下記事項、入園確認表、重要事項説明書およびきょうだい入園(転園)条件確認表の内容を全て理解し、書類不備・不足がないことを確認したため、**保護者総意のうえ**申請します。

- ①各種必要書類を定められた期限までに提出すること。**回答漏れおよび書類提出がない場合は、選考上一切考慮されないこと**に異議ありません。  
また、提出した書類の内容について、事実と相異なることを確認したため、区および保育所等で情報共有を図ることに異議ありません。
- ②保育認定、利用調整(入園選考)および保育料算定等に必要な場合、区が保有する個人情報(住民基本台帳・課税台帳等)を利用することに異議ありません。
- ③申請内容に変更が生じた場合、速やかに変更の届出をします。  
各月申請締切日までに手続きできない場合、**世帯の実態と利用調整の内容に相異が生じる**ことに異議ありません。
- ④**入園月には、提出した書類のとおり在園します。**保育所等の利用内定または利用開始後に申請内容が事実と異なり、保育認定および利用調整(入園選考)に重大な影響を及ぼし、確認事項および同意事項を遵守できない場合は、**他申請児童との公平性を保つためいかなる場合であっても**区からの内定辞退または退園手続きの案内について、速やかに応じます。

申請日	年	月	日				
代表者署名	現住所						
	氏名(保護者)				電話番号 (日中連絡先に☑)	<input type="checkbox"/> 母	<input type="checkbox"/> 父
	個人番号				<input type="checkbox"/> その他	続柄( )	

**世帯全員の氏名(上記の申請者含む)を記載して申請児童の番号に☑を入れてください。**

	フリガナ 氏名	生年月日	年齢	申請児童 との続柄	個人番号	
					職業・通園先・通学先	
<input type="checkbox"/>	1					
<input type="checkbox"/>	2					
<input type="checkbox"/>	3					
<input type="checkbox"/>	4					
<input type="checkbox"/>	5					

申請時点で住民登録が品川区外ですか?	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	「はい」の場合、品川区外からの申請に伴う確認表を提出してください。
複数の児童を同時に申請しますか?	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	「はい」の場合、きょうだい入園(転園)条件確認表を提出してください。

**※申請取下げ希望の方を除き、本申請書の有効期間は当該年度の2月入園審査までです**

保育を希望する期間	年	月	1 日	～	<input type="checkbox"/> 小学校就学前まで
					<input type="checkbox"/> 年 月 まで

利用希望園(保育園・認定こども園・地域型保育事業)

- ※1 希望順位は審査に影響ありません。認可以外の施設・年齢対象外の園を記載した場合、除外して選考します。
- ※2 在園児童の転園申請をする場合は、在園している園の記載は不要です。
- ※3 **短時間保育室を希望する場合は、希望する保育園名のあとに「(短時間)」と記載してください。**

第1希望園		第5希望園	
第2希望園		第6希望園	
第3希望園		第7希望園	
第4希望園		第8希望園	

※申請書の写しが必要な場合は、事前に写しをお取りください。



## 入転園確認表

保育認定申請書 兼 保育所等利用希望申請書(表)の署名のとおり、内容を全て理解し、回答漏れ・不備書類がないことを確認のうえ、**本紙(表・裏)**をご提出ください。

回答漏れ・書類の不備または不足があった場合、調整指数の適用がされない等**利用調整上影響があっても一切考慮できません**。また、調整指数の適用を希望されない場合、書類の提出は不要です。

確認事項		回答項目	備考	※関連指数
申請児童状況等に関する事	1	申請初月のみの入園希望とし、翌月以降の申請は取り下げる。	<input type="checkbox"/> 左記に✓した場合、申請初月のみの申請として取り扱います。 【注意事項】 ・✓した場合、申請初月以外の結果通知発行に一切応じません。 ・✓しない場合、当該年度の2月入園審査まで有効です。	-
	2	申請児童の日中の保育状況について、現在どこの施設にも預けていない。 ※保育施設等に預けている、預ける予定の場合は裏面9-1にてご回答ください。	<input type="checkbox"/> 保護者が自宅で保育 <input type="checkbox"/> 親族に預けている <input type="checkbox"/> 知人に預けている <input type="checkbox"/> 職場に連れて行っている	-
	3	保育所等への入所を希望するが、希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる。	<input type="checkbox"/> 左記に✓した場合、入園選考における優先順位を一番低いものとして取り扱います。 【注意事項】 ・育児休業の延長に必要な保育所等利用不可通知書は、 <b>必要な入園希望月等を必ず職場に確認ください。</b>	-
基本指数に関する事	4	入園月中に育児休業から復職せず、品川区内の認可保育園、地域型保育事業、認定こども園(保育園部門)から <b>転園を希望する</b> 。	<input type="checkbox"/> 【注意事項】 ①世帯にて別に新規入園申請をする児童がいる場合、入園月中の復職が必要です。復職を伴わない転園申請はできません。 ②基本指数については就労ではなく妊娠・出産を適用します。	基本指数番号2
	5	転職、起業等の理由のため、現在の職場で利用希望入園月までの直近3ヶ月の勤務状況が確認できない。	<input type="checkbox"/> 【注意事項】 下記書類の提出がない場合、調整指数18の対象となります。 ①1ヶ月以内の転職かつ前職が雇用契約のある職場にて勤務 →前職の給与明細、源泉徴収票等 ②1ヶ月以内の転職かつ前職が自営業者等にて勤務 →前職分の就労状況申告書および就労根拠(開業届等) ③前職はないが現在学校に通学している、または通学していた。 →就学(予定)状況証明書(品川区所定様式)	基本指数番号1 調整指数番号18
	6	入園月の保護者の働き方等について、下記の予定がある。  ①1日あたり2時間(または、拘束時間6時間を満たす範囲内)を <b>超えて</b> 時短勤務を取得 ※日数を短縮する場合も含む  ②勤務の日数、時間の <b>契約変更等</b> ※就学の場合の <b>履修変更等</b> についても右記②にて記載してください。  【注意事項】 右記にて申告せず、①または②を取得し、利用調整上影響がある場合、他申請児童との公平性を保つためにいかなる場合であっても <b>内定辞退または退園手続きが必要です</b> 。	<input type="checkbox"/> 左記に✓した場合、下記に記載してください。 <input type="checkbox"/> ①1日あたり2時間(または、拘束時間6時間を満たす範囲内)を <b>超えて</b> 時短勤務を取得 ※日数を短縮する場合も含む ⇒父母取得する方について下記に記載してください。 (父) 変更後、月 _____ 日・週 _____ 時間にて就労 (母) 変更後、月 _____ 日・週 _____ 時間にて就労 <input type="checkbox"/> ②勤務(就学)の日数、時間の <b>契約変更(履修変更)</b> 等がある ⇒父母変更する方について下記に記載してください。 (父) 変更後、月 _____ 日・週 _____ 時間にて就労(就学) (母) 変更後、月 _____ 日・週 _____ 時間にて就労(就学)  【注意事項】 ①を申告した場合、申告した就労日数、時間で指数認定します。 ②を申告した場合、就労証明書備考欄に勤務日数等を変更する旨の証明または就学(予定)状況証明書に就学日数等を変更する旨の証明が必要です。締切日までに提出を確認できない場合は、②で申告された内容では審査できません。	基本指数番号1
	7	現在、妊娠している。 ※該当する場合、右記に <b>出産(予定)日</b> を記載してください。	<input type="checkbox"/> 出産予定日: _____ 年 _____ 月 _____ 日  【注意事項】 出産(予定)月を挟んで前後2ヶ月は原則出産要件の指数を適用しますので、親子健康手帳の写しをご提出ください。 また、出産(予定)月の3ヶ月目以降は、申請締切日までに <b>申請要件の変更または申請取下の手続きが必要です</b> 。 手続きがない場合、書類不備として取り扱います。	基本指数番号2
8	現在、妊娠しているが(上記7にて回答済み)、入園月中は就労する。	<input type="checkbox"/> 左記に✓した場合、就労要件の指数を適用しますが、産前産後の体調を必ず考慮したうえで、ご回答ください。 【注意事項】 入園月中に就労をしない場合、内定取消となります。	基本指数番号1	

(注意)裏面についても必ず確認してください。

調整指数に関すること	9-1-1	<p>保育施設等に申請児童を預けている、または預ける予定がある。</p> <p>【注意事項】                  (1)品川区内の認可保育園・認定こども園(保育部門)・地域型保育事業・定期利用保育事業から<b>転園が決定した場合、内定を辞退しても元の保育園には戻れません。</b>                  (2)調整指数番号8の適用条件は、下記2点です。                  ①預かり時間が<b>月48時間以上</b>である(預ける予定含む)                  ②入園希望月の<b>前月までに就労</b>している(就労予定含む)</p>	<p>左記に✓した場合、以下に記載してください。</p> <p><input type="checkbox"/> (1)認可保育園・認定こども園・地域型保育事業                  (園名: _____)</p> <p><input type="checkbox"/> (2)定期利用保育事業・空きスペース利用型年間保育事業                  (園名: _____)</p> <p><input type="checkbox"/> (3)幼稚園                  (園名: _____)</p> <p><input type="checkbox"/> (4)認可外保育施設等  <input type="checkbox"/> 認証 <input type="checkbox"/> 認可外 <input type="checkbox"/> シッター <input type="checkbox"/> 企業主導型  <input type="checkbox"/> その他                  ① 施設名: _____                  ② 入園月: _____年____月____日                  ③ 保育時間: _____月____時間</p> <p>【下記の書類が必要です】                  受託証明書(上記(4)のみ必要です。)</p>	調整指数番号8
	9-1-2	<p>現在育休中だが、<b>入園希望月の前月までに、認可外保育施設等に預け(上記9-1にて回答済み)、就労する予定がある。</b>                  ※該当する場合、右記に復職予定日を記載してください。</p>	<p><b>復職予定日:</b> _____年____月____日</p> <p><input type="checkbox"/> 就労証明書No.11または復職証明書にて、入園希望月の前月までに就労予定であることを確認しますので、証明書類を必ずご提出ください。  <b>入園希望月の前月までの復職を確認できない場合は、調整指数8の対象外となります。</b></p>	調整指数番号8
	10	生活保護を受給している。	<input type="checkbox"/> 【下記の書類が必要です】 生活保護受給証明書	調整指数番号1
	11	保護者どちらかが <b>保育士等</b> (保育士、幼稚園教諭、保育教諭)として <b>保育園等で勤務</b> している。	<input type="checkbox"/> 【下記の書類が必要です】 保育士等優先入園に関する誓約書	調整指数番号13
	12	保護者どちらかが会社命令により <b>単身赴任</b> している、または予定がある。	<input type="checkbox"/> <b>赴任先:</b> (都道府県) _____ (市区町村) _____ 【下記の証明が必要です】 就労証明書No.17、備考欄	調整指数番号10
	13	保護者どちらかが <b>障害者手帳・愛の手帳</b> を持っている。	<input type="checkbox"/> 【下記の書類が必要です】 ①手帳の写し ②主治医がいる場合、保育状況意見書	調整指数番号14
14	保護者どちらかが <b>特定医療費(指定難病)受給者証</b> を持っている。	<input type="checkbox"/> 【下記の書類が必要です】 受給者証の写し	調整指数番号15	
15	申請児童の弟・妹の <b>育児休業取得により</b> 、区内の認可保育園等を <b>退園</b> したことがある。	<input type="checkbox"/> 当該項目に関連する書類の提出は不要です。	調整指数番号11・12	
階層に関すること	16	<p>令和6年または令和7年の1月1日に<b>品川区外に住民登録</b>がある。</p> <p>【注意事項】                  品川区に住民登録がない方は、マイナンバー等の情報を利用し、課税されている自治体に課税状況の照会をします。  <b>照会の結果、課税状況の確認ができない場合は、原則最高階層にて審査します。ご自身の課税状況については、課税自治体の税を担当する部署にご確認ください。</b></p>	<p>左記に✓した場合、下記に記載してください。</p> <p><input type="checkbox"/> ①<b>令和6年1月1日品川区外に住民登録がある</b>                  →令和7年4月～8月選考は下記自治体へ税額を照会                  父:(都道府県) _____ (市区町村) _____                  母:(都道府県) _____ (市区町村) _____</p> <p><input type="checkbox"/> ②<b>令和7年1月1日品川区外に住民登録がある</b>                  →令和7年9月～令和8年8月選考は下記自治体へ税額を照会                  父:(都道府県) _____ (市区町村) _____                  母:(都道府県) _____ (市区町村) _____</p>	-
	17	<p>令和5年または令和6年中に<b>海外収入</b>がある(国外に居住し、収入がない方を含む)</p> <p>※国外居住期間が1月から12月ではない場合でも、<b>国内所得も含めて1月から12月までの1年分を申告</b>してください。                  ※収入がない場合は、「年間給与証明書・年間収入申告書」の収入欄に0円と記載し、ご提出ください。</p>	<p>左記に✓した場合、入園希望月に応じて、該当する年の海外収入を『年間給与証明書・年間収入申告書』にてご提出ください。</p> <p><input type="checkbox"/> ①<b>令和7年4月～8月の利用月に入園申請する方</b>                  →<b>令和5年中</b>の年間給与証明書・年間収入申告書</p> <p><input type="checkbox"/> ②<b>令和7年9月～令和8年8月の利用月に入園申請する方</b>                  →<b>令和6年中</b>の年間給与証明書・年間収入申告書</p> <p>【注意事項】                  ①会社書式、源泉徴収票等において控除項目等が読み取れない場合があり、階層算定上不利になる可能性があるため、必ず品川区所定様式にてご提出ください。                  ②書類提出がなく、税額の確認ができない場合は、最高階層にて算定します。</p>	-
18	<p><b>祖父母</b>と同居している、または同居する予定がある。</p> <p>※同居の祖父母について、階層の算定対象とする場合があります。</p>	<input type="checkbox"/> 【下記の書類が必要です】 保護者の直近3ヶ月分の給与明細等の収入が分かる書類 ※保護者全員が非課税で収入が確認できない場合のみ	-	

※申請書の写しが必要な場合は、事前に写しをお取りください。

## 重要事項説明書

保育認定申請書 兼 保育所等利用希望申請書(表)に署名のとおり、下記内容を全て理解し、回答漏れ・不備書類がないことを確認し、**保護者総意のうえ申請してください。**

**確認事項を遵守できない場合、他申請児童との公平性を保つため、いかなる場合であっても入園内定が取り消され、内定辞退および退園手続きをしていただきます。**

確認事項	
申請に関する こと	1 入園月には、提出した保育が必要な事由に関する根拠書類のとおりに入園することが必要です。 なお、育児休業中に申請し、入園が内定した場合は、入園月中に就労を伴った復職および登園が必要です。
	2 利用希望園にて認可外の保育施設および年齢対象外の園を記載した場合、除外して選考します。 短時間保育室については、通常の保育枠とは別に記載する必要があります。 また、利用希望園は8園までの申請が可能です。申請締切後の希望園の追加、順位の入れ替えはできません。
	3 本申請については、区外へ転出した場合自動的に取下げます。
	4 通常の入園申請および育児休業明け入園予約制度の申請を併願した方は、どちらか一方が先に結果発表で内定した場合、もう一方の申請を自動的に取下げます。入園予約制度の内定を保持したまま、通常の入園申請はできません。
	5 各月の選考結果については、全ての保護者の方へ書面で通知しております。結果発表日当日のお電話での問い合わせは回答できません。なお、翌月以降の申請を継続している方の保育所等利用不可通知書については、 <b>発送希望がない場合、申請初月のみ通知します。</b>
	6 複数の児童を同時に申請する場合、きょうだい入園(転園)条件確認表の提出が必要です。フローチャートと組み合わせ表の内容に相違があった場合、 <b>いかなる場合であっても保護者からの申告である「組み合わせ表」の内容にて選考します。</b> 必ず記載例を確認し、内容を理解したうえ記載してください。
	7 複数の児童で同時申請後に、どちらか一方が内定した場合、不承諾となったもう一方の児童については申請継続となります。申請希望がなくなった場合、必ず【申請児用】認定変更申請書 兼 保育所等利用希望変更申請書にて申請を取り下げてください。
	8 申請後、申請内容(家庭状況、勤務状況等)に変更が生じた際は、利用調整に大きく影響する場合があります。内容によっては届出が必要ですので、速やかに保育入園調整課入園相談担当までご連絡ください。
	9 本申請にて、入園内定後、別途転園申請を希望する場合は、改めて保育認定申請書 兼 保育所等利用希望申請書を含む必要書類一式の提出が必要です。
	10 妊娠・出産要件にて申請できるのは、出産(予定)月を挟んで前後2ヶ月間です。 出産月の3ヶ月目以降は、申請要件の変更または申請を取り下げる手続きが必要となります。 手続きがない場合は、書類不備として取り扱います。
	11 認証・認可外助成金の申請、助成要件等については保育入園調整課利用料助成係にお問い合わせください。
育児休業に関する こと	12 育児休業を取得している会社に復職せずに転職する場合は、転職先への就労内定として取り扱います。ただし、申請締切日までに就労証明書の提出がなければ、書類不備として取り扱います。
	13 <b>保育所等利用不可通知書の発行は、申請月において不承諾になっていることが必要です。内定月または未申請月においては、いかなる場合も発行できません(3月入園は申請を受け付けていません)。</b>
	14 育児休業中に申請をする場合、入園月中の復職および保育園の利用開始が必要です。また復職においては、年次有給休暇等、 <b>実際に就労を伴わない復職は認められません。</b> なお、就労証明書No.15において、育児休業の短縮が「否」の場合であっても、育児休業を取得している会社に入園月中に就労を伴った復職をするものとして、利用調整します。
	15 保育園のご案内、区HP上の手続きガイド等にて申請に必要な書類を必ずご確認ください。
郵送・書類に関する こと	16 保育認定申請書 兼 保育所等利用希望申請書、入園確認表およびきょうだい入園(転園)条件確認表は記載例を必ずご確認ください。
	17 簡易書留以外で郵送した申請書の未着等の郵送事故については、区では一切責任を持ちません。
	18 郵送での申請においては、必ず同封書類の封入漏れをご確認ください。
	19 4月入園(一次)を除き、申請締切日以降に品川区が受領した申請書および追加書類は次回の選考から適用します。
	20 令和7年度より育児休業延長等の手続きに申請書の写しが必要となります。 提出書類は返却しませんので、コピー等をしたうえでご提出ください。育児休業延長手続きの詳細については、勤務先およびハローワークへ必ずご確認ください。
	21 就労証明書の内容について、証明発行先に問い合わせる場合があります。
	22 就労証明書、就学(予定)状況証明書、保育状況意見書および介護状況申告書の <b>記載事項について申請前に必ずご確認ください。</b> (記載漏れまたは誤り等があった場合、利用調整上不利になります)
	23 証明書類の偽造は有印私文書偽造罪に問われ、内定取消または在園中に発覚した場合についても、退園となります。

**(注意)裏面についても必ず確認してください。**

【裏面】

入転園申請時に関する確認事項	指数に関する事	24	入転園確認表上の回答および調整指数に該当することを証明する書類の <b>提出がない場合、提出予定であったとしても調整指数は加点しません。</b> (調整指数番号5、6、8(定期利用保育事業、空きスペース利用型年間保育事業に預けている場合)、9、11、12、16、17については書類の提出は原則不要です。)	
		25	調整指数番号13については保育士等として保育園等で在籍している場合のみ、加点対象です。	
		26	世帯に関する調整指数については、保護者がともに該当する場合においても、重複して加点(減点)しません。詳細は保育園のご案内をご確認ください。	
	転園に関する事	27	品川区内の認可保育園・認定こども園(保育部門)・地域型保育事業・定期利用保育事業から転園内定した後は、 <b>いかなる場合も転園を辞退して現在の園に残ることはできません。</b> 申請を取り下げの際は、必ず各月の申請締切日までに【申請児用】認定変更申請書 兼 保育所等利用希望変更申請書にて申請が必要です。	
		28	転園する児童が既に区内認可保育園にて、同一園に揃っている場合は調整指数番号5は対象外です。	
		29	家庭的保育事業・小規模保育事業に在園しており、連携施設への進級が内定している状態で、別途通常の入園申請をする際は、辞退できません。(通常の入園申請が不承諾となった場合、内定先の連携施設へ進級します)	
		30	認可保育園の短時間保育室枠および家庭的保育事業の保育時間については、基本開園時間のうち、短時間(8時間以内)の認定です。兄弟姉妹で一人でも当該保育施設に入転園の内定をした後は、その月より他の兄弟姉妹においても短時間(8時間以内)の認定となります。	
		31	小規模保育事業については、その他の認可保育園と延長夜間対応が異なります。延長保育の利用料等の詳細は直接施設にお問い合わせください。	
	希望園および児童に関する事	32	家庭的保育事業、小規模保育事業については、運営上、特別支援児童の保育ができない場合があります。	
		33	申請時点において、児童の健康上あるいは発達上気になることの申告がなく、入園内定後に園との面談等で特別な配慮が必要であることが確認された場合、内定取消または希望月からの入園はできません。	
		内定後に関する事	34	<b>育児休業中に兄弟姉妹で同時に申請し、かつきょうだい入園(転園)条件確認表にて1人だけでも入園を希望している場合、1人だけ内定となった際には、入園月中の復職および保育園の利用開始が必要です。</b>
			35	やむを得ず内定を辞退する場合は、他の方の入園の機会を奪うこととなりますので、速やかに入園辞退届を提出してください。
	36	内定後、入園月中に育児休業を取得している会社に復職する場合は、復職証明書を必ず提出してください。		
37	内定後、保育要件または勤務日数・時間などの変更が生じ、 <b>利用調整を受けられた時点の条件を満たさない場合は、他の児童との審査の公平性を鑑み、いかなる場合も内定取消または退園となります。</b>			
在園時に関する確認事項	在園ルールに関する事	38	年に一度、保育園の在園資格を確認するための必要書類を全世帯にご提出いただきます。提出書類については、必要に応じて、随時調査します。	
		39	ご家庭の状況に変更があった場合は、必ず保育園に認定変更申請書 兼 勤務に関する変更届を根拠書類とともにご提出ください。なお、就労要件から妊娠・出産要件等、 <b>認定内容・必要量が変更となる場合には、必ず前月20日</b> までに、書面で届出が必要です。	
		40	保育の認定内容・必要量については、保護者の就労等の要件により、世帯で決定しているため、兄弟姉妹2人以上在園している場合においても、兄弟姉妹それぞれで異なる認定内容・必要量で認定はしません。	
		41	就労要件にて在園するためには、月12日かつ1日あたり4時間以上の就労を目安として常態とすることが必要です。	
		42	求職活動を理由に内定し入園月を含む2ヶ月以内に就労開始できないなど、保育園の在園要件を満たさなくなった際は、退園となります。	
		43	在園中、私立幼稚園等の二重在籍については公費の二重給付に該当し、認められません。	
		44	保育園の預かり時間については、保育認定における必要量の中で、各家庭の状況に応じて決まります。具体的な預かり時間については、園とご調整ください。	
		45	品川区外に転出した場合、引き続き同じ保育園に通園するためには住民登録を異動した月中に手続きが必要です。	
保育料に関する事	46	1日でも保育園に在籍している場合は、登園日数にかかわらず1ヶ月分の保育料がかかります。		
	47	保育料算定において、住民税課税対象年度に海外での収入があった場合は、海外での収入が確認できる年間給与証明書・年間収入申告書(品川区所定様式)の提出が必要です。(国外に居住し、収入がない方を含む)		
	48	住民税未申告または税資料(年間給与証明書・年間収入申告書等)の提出がなく税額の確認ができない場合は、区市町村民税所得割額1,031,300円以上の世帯(最高階層)と同様の階層認定および保育料算定となります。		

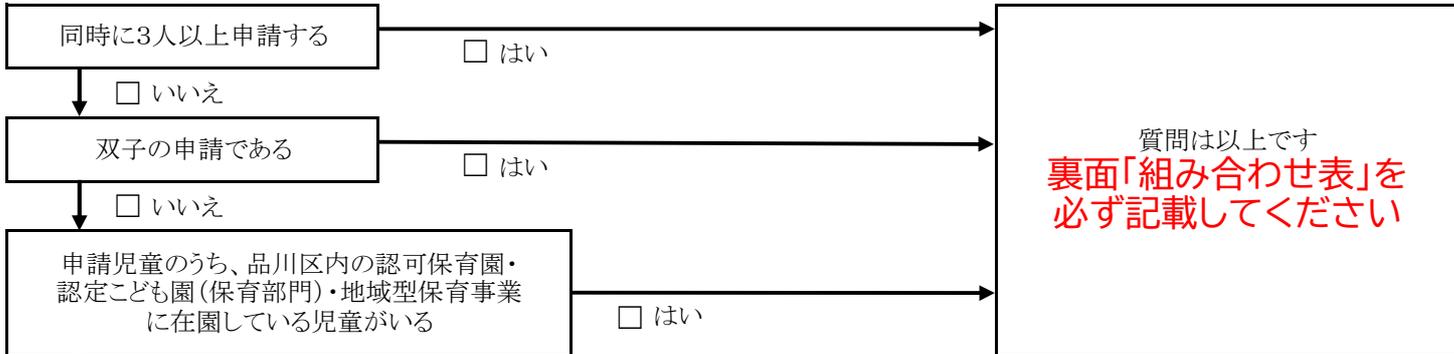
※申請書の写しが必要な場合は、事前に写しをお取りください。

# きょうだい入園(転園)条件確認表

※記載例を必ずご確認ください※

	①申請児童	②申請児童	③申請児童
フリガナ			
氏名			
生年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

【きょうだい条件】 下記フローチャートに沿って該当する項目に☑をつけてください。



下記①・②をフローチャートに沿って両方とも回答してください

①きょうだいどちらか1人だけ入園できる場合、入園希望する

入園を希望する(※1)

入園を希望しない

質問は以上です  
2人とも入園できる場合のみ、内定されます

どちらか1人だけでも入園希望

特定の児童のみ1人でも入園希望

質問は以上です  
1人でも入園できる場合、内定されます

質問は以上です  
裏面「組み合わせ表」を必ず記載してください

②きょうだい2人とも入園できる場合、別々の園でも入園希望する

はい  いいえ

質問は以上です  
2人同時に同じ園で入園できる場合のみ内定されます

希望順位を優先

左右の条件以外

同一園を優先

質問は以上です  
希望順位のとおり  
に内定されます

質問は以上です  
希望順位が低くても  
同一園で揃う場合に  
内定されます

質問は以上です  
裏面「組み合わせ表」を  
必ず記載してください

(※1)1人だけ内定となった場合、以下の取り扱いにご注意ください

- ・求職活動で申請している場合、どちらか1人でも入園した月から2ヶ月以内に就労開始が必要
- ・育休中に申請している場合、どちらか1人でも入園した月中に復職が必要

## 組み合わせ表

【3人以上同時申請する方・双子同時申請する方・フローチャート以外の特別な条件がある方等】

### 【保護者同意欄】

- ・組み合わせ表を記載している場合、フローチャートの内容と相違があったとしても、  
**組み合わせ表の内容のとおりを選考を希望します。**
- ・記載例を確認し、内容を理解したうえで**組み合わせ表に記載した内容以外の組み合わせは希望しません。**
- ・申請書の希望順位と組み合わせ表の希望順位とに相違がないことを確認しました。
- ・表面のフローチャートの結果組み合わせ表の提出が必要となる(もしくは組み合わせ表での選考を希望する)場合、希望園の追加、削除および順位変更をする際に組み合わせ表を必ず再提出します。

上記内容および下記注意事項を確認し、**保護者総意のうえ**組み合わせ表を記載します。

保護者署名

### 【注意事項】

- ・入園を希望する組み合わせ順をすべて下記の表に記載してください。
- ・きょうだいの入園(転園)条件確認表は、きょうだい同時で申請し、入園(転園)を希望する方のための書類です。  
そのため、**第1希望できょうだいのうち1人だけでの入園(転園)を希望する組み合わせ表は受け付けられません。**
- ・申請児童の中に、品川区内の認可保育園、認定こども園(保育部門)、地域型保育事業に在園している児童がいる場合、**組み合わせ表には現在在園している認可保育園等も含めて記載してください。**  
**ただし、申請書には現在在園している保育園を除いて記載をしてください。(在園している児童のみ)**
- ・記載しきれない場合は「以降、別紙に記載」にチェックをし、組み合わせ表を必要枚数印刷してください。

希望順	①申請児童 氏名	②申請児童 氏名	③申請児童 氏名
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			

※申請書の写しが必要な場合は、事前に写しをお取りください。

以降、別紙に記載